

平成18年第4回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成18年12月 8日 午前10：00

○散 会 午前11：56

○出席議員（22名）

1番 千 田 正 英	2番 戸 田 俊 樹	3番 児 玉 春 雄
4番 成 田 進	5番 澤 井 昭二郎	6番 藤 原 幸 雄
7番 佐 藤 恵佐雄	8番 小 林 悟	9番 佐 藤 義 久
10番 赤 平 末次郎	11番 藤 原 典 男	12番 佐 藤 幸 孝
13番 佐 藤 昇	14番 伊 藤 博	15番 伊 藤 栄 悦
16番 菅 原 久 和	17番 中 川 光 博	18番 村 井 政 克
19番 大 谷 貞 廣	20番 西 村 武	21番 堀 井 克 見
22番 藤 原 幸 作		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	石 川 光 男	助 役	鑑 利 行
教 育 長	小 林 洋	総 務 部 長	大 越 宏
産業建設部長	伊 藤 賢 志	市民生活部長	菅 生 一 也
福祉保健部長	門 間 鋼 悦	教 育 次 長	山 平 東
総 務 課 長	鈴 木 公 悦	総合政策課長	鈴 木 司
財 政 課 長	澤 井 昭	税 務 課 長	伊 藤 正
産 業 課 長	山 口 義 光	建 設 課 長	鈴 木 利 美
都市整備課長	鎌 田 洋 一	会 計 課 長	櫻 庭 新 悦
収 納 課 長	中 泉作右衛門	追分出張所長	櫻 庭 久 俊
財政課長待遇	三 浦 喜 博	下 水 道 課 長	藤 原 貞 雄
水 道 課 長	小 林 健 一	総務学事課長	佐 藤 磐
市民課長兼飯田川庁舎 総合窓口センター長	宮 田 隆 悦	社会福祉課長	児 玉 俊 幸
農業委員会事務局長	鈴 木 久 雄	幼 児 教 育 課 長	田 仲 茂 隆

生活環境課長	鈴木 鋼 生	健康課長	川上 秀佐男
生涯学習課長	丸谷 昇	スポーツ振興課長	根 一
国体事務局長	菅原 徳 志	高齢福祉課長	門間 裕 一
昭和庁舎総合窓口センター長	佐々木 博 信	天王庁舎総合窓口センター長	伊藤 清 孝

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野 耕 二	議会事務局課長待遇	伊藤 正 吉
--------	---------	-----------	--------

平成18年第4回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成18年12月8日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第4回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、6番藤原幸雄議員、11番藤原典男議員、17番中川光博議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席にてお願い致します。

6番藤原幸雄議員の発言を許します。6番。

○6番（藤原幸雄） 皆さんおはようございます。また、傍聴者の皆さん、本日は早朝より誠に御苦労さまでございます。厚くお礼申し上げます。

このたび12月定例議会におきまして一般質問の機会を与えていただきました藤原議長はじめ同僚議員各位に対しまして、衷心より厚くお礼申し上げる次第でございます。また、今日まで市当局におかれましては石川市長はじめ全職員一丸となって潟上市発展のために誠心誠意ご努力されておりますことに対しましても、重ねて敬意と感謝を申し上げます。

さて、市長の行政報告でも申し上げましたように、去る11月1日より1週間、第129回秋田県種苗交換会を本市を会場に「聖農の地から 農業の路を拓く」のキャッチフレーズで開催されたが、好天にも恵まれ盛会裏に終えたことは、この大きなイベントにより潟上市を全県的に発信できたものと考えております。この大行事の盛り上がりを来年の秋田わか杉国体につなげていただければ大変幸いに思い、大成功を祈るものでございます。

また、残念ながら本市より大仙市へ転居された方が大事件を起こしたことは、誠に遺憾に思います。本市の福祉課は瑕疵はないものの、今後は逆の立場に立たされることが予想されます。これを教訓に検証し、事件を未然に防ぐよう切望するものであります。

さて、私から質問の通告に則り次の3点についてお伺いを致します。

まず1つめは、市街化調整区域の見直しでございます。

本市は合併以前は秋田をエリアに都市計画を作成してきました。今後は潟上市として市長の権限と判断で市街化調整区域の見直しができるものと推察致します。このことにつきましては、多くの市民より期待を寄せられているところでございます。特に国道101号線沿いの見直しなくして本市の更なる発展は望めないとまで言われています。また、昭和飯田川地区内にもご要望があらうかと思われませんが、将来、本市をどのようなスタンスで発展させていくのか、具体的な方向性をお示しいただければ大変幸いに存じます。併せて、国道7号線をお示しくださればありがたいと思います。幅広くご説明願います。もちろん潟上市全体のバランスが大切ですが、この際、市当局より飛躍的な発展のための都市計画があればお示しいただければ、これまた大変に存じます。

いずれにしても、本市は県内市町村でも唯一の人口増の市として注目され、市当局も今後10年間で2,000人増と見込んでいるが、この見直しにより10年と言わずにまだまだ早期に発展の余地があらうかと推察いたすものでございます。また、今日まで地域住民からこの件に関し要望があったものと思われるが、その実態をお示しください。市長のご見解と取り組みについてのご所見をお伺いするものでございます。

2番めは、新庁舎の建設についてでございます。

新市総合発展計画に則り新庁舎建設計画を、現在、庁内でプロジェクトチームを立ち上げデータ収集に取り組んでいることに心から敬意と感謝を申し上げます。この件については9月議会でも同僚議員からも建設的なご意見とご要望がありましたのでくどくど申し上げるつもりはないが、私も全く同感でございます。

さて、10月20日、全県市長会で寺田知事は、「分庁方式は市民に将来的に財政負担を強いることになり、長期的展望に立って行政・議会・市民が一体となって躊躇することなく取り組むことが大きな課題である」とこう申されております。このことをお聞きし、石川市長のご感想と、いつ頃を目処に諮問機関を立ち上げ対処されるのか、ご見解をお伺いします。潟上市のご立派な学識経験者をもって、50年ないし100年の大計を見据え早期に実現すべきものと思われれます。私ども去る7月24日、愛媛県の東温市へ研修した際もそのようなアドバイスを受けてまいりました。この実現により、職員の効率的な業務と経費節減は言を待たないところでございます。ちなみに、この本庁方式を実現することにより、年間、私「7,000万円」と書きましたが約6,000万円ぐらいで訂正をします

が、少なくとも5,000万円から6,000万円くらいの節約になるものと思います。潟上市民にとっても特別違和感はないと思いますが、ひとつ宜しく市長のご見解を申し述べていただきます。

石川市長は、今日まで簡素で効率的な行政運営を推進するため努力してきました。しかしながら、去る11月22日、全協で説明された大胆な機構改革をされたことはそれなりに評価をしつつも、新庁舎建設が遠のいているものではないかと危惧するものでございますが、市長の今後のスケジュールをお聞かせいただければ大変幸いに存じます。

次に、小中学校の環境についてでございます。

その1つめに、いじめ問題に対する取り組みについてお伺いを致します。

大変古い話で申しわけございませんが、私どもの学生時代と比較することは無理があることは重々承知しているが、昔は愛のムチと称して時々かなり叱咤激励されたことが懐かしく思い出されますが、今では完全に失格教師になるでしょう。全国的に毎日のように同級生同士のいじめ、教師からの言葉のいじめ、物品の巻き上げ等、正に千差万別でございます。また、私たちでは考えられないような簡単に自殺するようになりました。先般は被害者本人から教師の対応に不満を抱き、文科省をはじめ学校関係者、友人へ匿名で手紙を郵送し、学校が何も行動しないと必ず自殺してやるという意味の内容でございましたが、私もその報道を聞き驚いた次第でございます。最近の報道では、傍観者にも責任を課すと言われているようでございます。

小林教育長は、潟上市地域ぐるみ学校安全推進委員ネットワークを立ち上げ、さらに社会を明るくする会等々、多岐にわたり活動していることに対し、この場をお借りし心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。その成果もあって、今のところ事故を未然に防げたものと推察し、賞賛致しますが、しかしながら、転ばぬ先の杖のごとく教育委員会は日々これらに留意しているものと思います。教師は児童生徒をよく知ることです。一方、学校と家庭間でコンタクトを取るのが肝要かと思うが、さらに地域のPTAなどの会合を時々行うことが大事でしょう。担任の教師は毎日のお仕事で大変でしょうが、機をみて家庭訪問をされ、学校に対する要請など意見交換により得るものがあるかと思いますが、教育長のご見解と今後の教育方針をお伺いするものでございます。

私も青少協に参画しているが、学校の先生も夜間ながら同席し、活発に発言をしています。人間形成には学校・家庭・地域の歯車がかみ合っただけで初めて一人前の人間になるといわれています。家庭で注意しなければならぬことが先生に要請しているようなことが

珍しくないようでございます。例えば、早寝早起き、さらに顔を洗い朝食をきちんと
とって時間に遅れず登校するようになど、本来であれば家庭で注意すべきことが先生に
要請している方も一部いるようでございます。家庭と学校の役割がおのこの責任を
もって対応することが大事だと思います。これらが教育現場で注意され、教師の言葉によ
るいじめと解釈されれば大変なことです。いずれ事故の未然防止のため、学校に児童生
徒が気軽に会話、あるいは相談できる相談室を設けるのも一つのアイデアかと思いま
すし、同時に投書箱を設置するのも予防のためにも効果はあることと思えます。また、長
欠者に対する対応と各校の人数はどのぐらいでしょうか、お伺いをします。

いじめ、自殺には特効薬はないようございますが、最近では連鎖反動的に発生してい
るようです。教育長の感想と今後の取り組みについてのご所見を重ねてお伺いするも
のでございます。

次に、東湖小学校の通学路、すなわちプール付近の整備、道路整備についてお伺いを
します。

この通学路は距離的には短いですが、地域PTA関係者からの要望があります。現在、市
当局より砂利等の補修で対応しているようです。しかし、雨降りや雪解けなどでは児童
の歩行の妨げになるとのことでした。今まで未舗装になっているところは私有地という
ような話もございますけれども、行政財産であるのか確認もお願いをします。

舗装した場合、排水手段で難航も予想されますが、浸透柵および浸透側溝で対応すれ
ば、近くの神社境内にご迷惑をかけることもなくできるものと思えます。ぜひ新年度予
算で舗装していただくよう心から切望するものでございますが、教育長のご所見をお伺
いを致します。

次に、3番めとして東湖小学校の外壁塗装についてお伺いします。

市当局は財政事情もあり大変恐縮ながら東湖小学校の外壁塗装をお願いするという声
がかなりあります。この塗装により外壁が長持ちすることは言うまでもないが、この補
修により児童も教師も正に環境の良いところで勉学できるのは気持ちが落ち着くものと
推察するものでございます。財政負担があるものの一挙両得のメリットがあるものと思
います。風雨が中に浸透することにより、寿命が半減すると言われていています。早期に対
応することにより、将来的にも財政負担の軽減につながるものと思うが、財政当局と協
議をし前向きに検討されたいが、小林教育長のご見解をお伺いをし、壇上からの質問を
終わらせていただきます。

終わります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 6 藤原議員の質問にお答えを致します。

第1の質問であります市街化調整区域の見直しについてであります。ご質問は、本市の将来展望の方針および飛躍的發展のための都市計画、また市街化調整区域見直しについての要望実態はどのこととありますが、市街化調整区域の見直しについては国の同意を得て県が決定する事項であるため、国・県と十分に協議しながら進めてまいります。

平成20年に予定されている県の都市計画マスタープランの見直しに合わせるべく、潟上市都市計画マスタープランの策定作業を進めております。昨年度は人口動態、土地利用状況等の現況について調査分析の作業を行っております。本年度はアンケート調査等により市民の意向を調査集積し、現況と合わせての課題の抽出整理を行っております。現在、市民の意向調査結果をまとめる作業を行っております。その概要については広報にて市民にお知らせしたいと思っております。また、19年度には潟上市都市計画マスタープランの素案の策定作業を進める所存であります。

したがって、潟上市の将来發展の基本方針、都市づくりの理念と目標および方策、また、土地利用構想については、今しばらく時間を要することをご理解くださるようお願いいたします。

いずれにせよ、市街化調整区域の設定は優良農地の保全、公共投資の効率等、良い面もありますが、市發展の阻害要因でもあることも十分認識致しております。

また、現在の社会経済情勢や市の財政状況等を考慮しながらも、市独自の都市計画の策定や線引きの見直しなど、「大胆ではあるが無理無駄がなく、かつ着実に実行できる都市計画を」と思っております。

地域からの要望としては、国道101号および国道7号線沿いの地域から土地の宅地化が可能な都市計画の施策要望がありました。また、個人的には、所有地の用途制限に関する要望等があります。

このようなことを踏まえ、本市の特性を生かした都市計画の策定に取り組んでまいります。

質問事項の2つめ、新庁舎建設についてお答え致します。

寺田知事は、全県市長会や定例の記者会見などで合併自治体の分庁方式や総合支所方式に対する考え方として、「分庁方式や総合支所方式は、非常に非効率であること」

「コストがかかり、住民に不自由を与えているとなれば県としては言うべきは言う」
「合併して至らぬところは体力のあるうちに体制を変えること」等を指摘しております。

本市における分庁方式も緊急避難的な措置として今日に至っているものであり、行政運営上、非効率であることは私も同じ考えであります。これらのことから総合発展計画との整合性を踏まえながら、平成19年度において新庁舎建設検討委員会（仮称）を設置すべく関係予算を計上したいと考えております。

市民等からなるこの委員会は、新庁舎建設に関わる基本構想や基本計画の策定等に関わるものであり、新庁舎建設のスケジュール等についても鋭意協議検討していく考えであります。

また、行政組織機構の見直しにより新庁舎建設が遠のいたのではないかと危惧するとの質問ではありますが、今議会に総務部と企画部を統合して総務部とする行政組織条例の一部改正（案）を上程し、ご審議をいただくこととしております。

庁内の組織機構の見直し過程において、市民生活部と福祉保健部を統合し、市民部（仮称）とすることも協議検討されましたが、分庁舎であることなどが隘路となって統合が見送られた経緯があります。

これらを鑑みても、できるだけ早い時期に新庁舎を建設することで、本庁方式による完結型の市民サービスが可能になると考えておりますし、完結型の組織機構ができるものと考えております。また、組織機構の見直し案として、総務部に市長公室（仮称）を新設し、政策立案と進行管理をスムーズにすることで、より円滑に業務を推進したいと考えておりますこともご理解いただければと存じます。

小中学校の環境については、教育長が答弁を致します。

○議長（藤原幸作） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 6番の藤原幸雄議員の3つめの質問についてお答えしたいと思います。

小中学校の環境について、1つめのいじめ問題に対する取り組みについてお答え致します。

まず最初に、子供たちを巡る最近の事件・事故・いじめ・虐待等を含め基本的な考え方、対応について述べておきたいと思っております。

私は、どんな子供も将来に向けて大きな可能性を持っており、心豊かにたくましく育たなくてはならないという基盤に立ち、事案に対しては常にサインを見逃さず、素早

く対応し、可能な限り公開し、協力をいただき、事前事後の指導を指示し、徹底して取り組んでおりますことをご理解願いたいと思います。

藤原議員のご指摘のとおり、子供たちの人間形成のためには学校・家庭・地域の協力が必要と考えているところであります。教育長として就任以来、子供たちの健全育成は基本的に最も大事であると捉え、学校に出かけ、子供たちや保護者・家庭・教職員一体となって取り組むものと訴えてまいりました。これまで子供たちに大過なくまいりましたのは、保護者や地域の皆様のご協力であると感謝申し上げます。子供たちは家庭の子供であると同時に地域の子供でもあります。そのためには、今後とも地域の教育力を保護者や家庭・学校に積極的に活用してまいりたいと考えておりますので、何とぞ宜しくお願い申し上げます。

いじめに関しては、各学校に対して早期発見と素早い対応をするように指示しております。小さなことを見逃さず、小さなうちに対応し解決することが大切であると考えているところであります。

いじめの未然防止に関して、人間的な触れ合いと認め信頼し合う学級・学年・学校づくりの推進が第一と捉え、各校の特別活動や道徳の授業において思いやりの心の育成に努めています。また、各校独自に子供や保護者に対するアンケート調査を実施し、実態把握に努めています。

議員のご提案のありました相談室につきましては、学校に心の教室相談員や親と子の相談員・スクールカウンセラー、児童生徒指導支援教員などを配置し、気軽に相談できる体制を整えつつあるところですので、更なるご理解をお願い申し上げます。

長欠者の人数に関しては、各校で様々であります。全くいない学校もあります。長欠者のいる学校では、担任先生などが家庭訪問したり、本人や保護者が総合教育センターなど関係機関に相談することを勧めたりしています。登校したときには最大限配慮し、一日も早く毎日登校できるように人間関係の改善や環境づくりに努めております。また、市では長欠者のために周辺市町村とともに潟上市追分にある「適応指導中央さわやか教室」を運営しています。市内の小中学生もこの教室に通い学習をしている子供もおります。今後も多様な子供たちが学校や社会に適応できるよう、努めてまいりたいと存じます。

2つめの東湖小学校の通学路（プール付近）の整備についてであります。ご質問の箇所は市の所有地となっております。これまで子供たちの通学に不便を期たさないよう

に補修等に対応しておりますが、舗装についてはこの後前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

3つめの同じく東湖小学校の外壁塗装についてであります。同校は昭和52年・53年に改築して以来28年余りとなり大分古くなってきました。この後、計画的に補修にあたってまいりたいと存じますと同時に、市内小中学校における大規模改造・耐震補強の事業の中でも計画的に取り上げてまいりたいと存じますので、宜しくご理解のほどを申し上げます。

終わります。

○議長（藤原幸作） 6番、再質問ありますか。6番。

○6番（藤原幸雄） 市長のご答弁ならびに教育長のご答弁に感謝を申し上げます。

最初に、石川市長さんからは大変建設的なご意見を述べられましたことに対し敬意を表します。一応、新庁舎、本庁方式をやるということの私は理解をしておりますし、先ほども申し上げましたように潟上市全体にとっては大きな違和感はないというふうに考えておりますので、私はぜひこれを早期に実現することによりまして今後とも財政負担が軽減になるというふうに考えておりますし、同時にまた本庁方式であれば市民からもそれなりに、若干の遠方になるという方もありましようけれども、そこで何でもできるというひとつの大きなメリットがございますので、そこら辺もひとつ視野に入れながら一生懸命頑張っていたいただければ大変幸いに存じますので、ひとつ宜しくお願いします。

また、目処もそれぞれ19年度でも予算をつけて対応するというふうに前向きに検討されますが、ぜひそのように進んでいただければ大変幸いに存じます。

また、教育長さんは大変広範にわたってご答弁されました。ありがたく感謝します。

今朝ほど新聞を見た限りでは、いじめの問題は男鹿市では数がきちっと14件だと書いてありましたけれども、それは別としても、本市におきましても若干の数はあると言われておりますが、長欠者にとっては一生懸命頑張っているというもののその内容を十分分析をし、そして関係機関とも十分協議をしながら対応していただければ大変幸いに存じますが、これをもうちょっと掘り下げて内容等ですね、どのような形で学校にいわゆる出席をしないのか、不登校者がどのような形で来ないのか、これもまたいろいろあるかと思いますが、その内容等につきましてご答弁いただければ大変幸いでございます。

なお学校名は、特別どこそこの学校に何名いるとかいないとか、そのことは申しませんが、全体的にどのようにことになっているのかひとつお伺いし、今後ともど

のような考えでこれに取り組むのかお伺いをします。

○議長（藤原幸作） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 藤原議員の再質問にお答えしたいと思います。

いわゆる長欠者というのは、不登校というのは大体30日というふうに言われております。しかしながら、学校に来ないで、いわゆる欠席が多いという形で私ども把握しておるわけでありまして、これに対して一つ一つ把握しているわけでありまして。ただし、この今述べられていることすべてがですね、いじめによるものではありません。非常に対応がそれぞれの子供たちが難しいところにあります。全体で小学校で6名、中学校で17名という形で、時々学校に来る子供もおるわけでありまして、合計で23名がおります。これを見ますと、それぞれの学校において、例えば本人にかかわる問題、あるいは家庭の問題、あるいは友人関係、親子関係、あるいは家庭環境の変化という、これに対していろんな対応は様々であります。これに対して学校では全力を尽くしてですね、先ほど申し上げましたように担任、あるいは養教の先生、あるいはスクールカウンセラーというふうに対応しているところであります。

したがって、先ほど言いましたように、さわやか教室に通いながらまた学校に来ているという子供もいるわけでありまして、これからもですね、関係方面と十分相談しながら子供たちにとって学校に来れるような状況、そして家庭に対してもそういう健全育成の面で指導してまいりたいというふうに思っておりますので、何はともあれきめ細かい対応が子供たちの将来のために大切だろうというふうに考えておりますので、宜しくご理解願いたいというふうに思います。

○議長（藤原幸作） 6番、再々質問ありますか。

○6番（藤原幸雄） これをもって、6番藤原幸雄議員の質問を終わります。

11番藤原典男議員の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。

12月議会を準備された市長はじめ関係の市当局の職員の皆様、御苦労さまでございます。また、朝早くから議会の傍聴においでの方の市民の皆様、本当に御苦労さまでございます。

11月に本市で行われた種苗交換会の成功のためにご尽力されました関係の各職員の皆様、大変御苦労さまでした。交通整理など1日いっぱい大変なことだったと思います。特に最終日は天候の悪化で寒い中、大荒れの中、大変御苦労さまでした。一言ねぎらい

の言葉を申し上げたいと思います。

また、市長におかれましては、私も一般質問で取り上げましたけれども来年の4月より市長交際費を公開するということを発表致しました。大歓迎するものであります。開かれた市政として重要な一歩だと思います。高く評価したいと思います。

それでは、私の一般質問に入りたいと思います。

市民生活にかかわる問題について今後の市長および市当局の考え方、対応について伺いたいと思いますので宜しくお願い致します。

1つめは、寺田知事や県総合政策審議会教育子育て部会が構想している新たな県民負担を含む子育てと教育充実のための新県民税についての市長としての見解を伺います。

知事は記者会見や県議会9月定例会の説明などで、再三、子育て支援と教育充実のために新たな県民負担を導入することを明言しています。この12月県議会でも大きな焦点ということで報道されておりました。今、寺田知事や県総合政策審議会教育子育て部会が構想している子育て支援と教育充実を推進する将来ビジョン策定に向け、これまでの議論を反映される形で行政サービス内容と水準、財源不足額や1人当たりの県民負担分を示した6つの具体的選択肢を11月23日公表し、11月24日の秋田魁新報の一面トップに大きく掲載されました。それによると、「県民負担最大1万2,000円」という大見出しで書かれ、子育て支援と教育充実ビジョンとして県総合政策審議会部会の具体的な6案を提示しております。同部会の子育て支援と教育充実を推進する将来ビジョン策定に向けたこれまでの議論をまとめる形で出されたこの6案のうち、新たな県民負担を求めないのは1案だけです。現行水準維持でも財源不足額162億円で1人当たり負担額5,600円、負担額が最大になる案では財源不足額364億円で1人当たりの負担額は1万2,000円にもなります。新たな県民負担については同部会の委員の中からも異論が出されており、県民の議論が活発になるものと思われます。

この問題については知事選挙が終わった直後の昨年5月、寺田知事が保育料半額補助の財源に充てる基金が数年で枯渇するという事として突然言いはじめ、県議会では「後出しじゃんけんだ」とも言われました。昨年の5月25日の市町村長会議では「目的税がいい」と言いました。県は子育て支援充実策として保育料半額助成と乳幼児医療費有料化をセットにしました。県の乳幼児医療費無料制度は所得制限付きながらも就学前児童対象、現物給付の全国最優先施策でした。昨年8月からは無料0歳児に限定し、医療費一部負担金の半額を保護者負担にして全国最低クラスへの転落です。昨年、22都道

府県が乳幼児医療費を年齢引き下げや現物給付に前進したのに、秋田県だけが後退させられました。寺田知事は日本経済新聞9月25日付けの「新政権への注文」という記事の中で、秋田県では教育子育て支援を強化するために新たな目的税を提案している。国に先駆け政策の必要性を訴え、財源も自ら確保するとして、市長、首長としての説明力を誇示しましたが、そもそも子育て支援と教育は自治体の基本的な任務の一つで、目的税として徴収する課題ではないのではありませんか。今年より始まった定率減税の還元廃止は、来年また大きな国民負担、県民負担となります。年金課税の見直し、介護保険の改正での新たな自己負担、障害者自立法での新たな利用者負担や各種諸控除の廃止、生活保護世帯の老齢加算や母子加算の廃止・縮小、生活保護基準の引き下げなど、この潟上市においても市民負担は毎年大きくなってきております。県民所得の6年連続の後退で全国最低水準であり、雇用情勢も厳しいものがあります。出生率の全国最下位も自殺率全国トップも連続10年となっております。後期高齢者医療の導入での新たな負担計画なども予想される中で、子育て支援、教育の充実のためと新税を導入すれば、さらに県民生活の悪化へとつながると思います。子育て支援と教育充実のための新たな県民負担税導入には私は反対致します。県予算のむだを削り重点を変えれば、新たな県民負担なしで子育て支援と教育充実はできると思います。このことについて市長の見解を伺いたいと思います。

2つめの質問に入ります。介護保険料・利用料の減免について伺います。

介護保険が去年10月に改正され、デイサービスや施設入所をしている方の食事代・居宅費が全額自己負担となり家計に大きく響き、サービスを受けたいのに受けるのをやめたり回数を減らしたりする深刻な事態が広がっております。今まで仕事をして収入を得ていた方が病気やけがなどで介護保険のサービスを受けなければならなくなったとき、収入がなくなったほかに施設入所した場合には大きな負担となります。介護保険料を支払うと国の定めている最低生活基準以下の生活を強いられることになりかねません。高額介護サービス費制度の内容と現状および潟上市介護保険施行細則にかかわる介護保険利用者負担減額、免除の制度の活用状況と、この2つの補助制度に適用とならない方のための施策をどう考えているのか伺いたいと思います。

また、介護保険料については高額サービスの自己負担上限や施設における居住費・食費負担を支払えば生活保護が必要となる方は境界層該当者となり、一つ低い段階での保険料にもなるようですが、その手続きについても伺いたいと思います。

3つめの質問に入ります。潟上市クリーンセンター施設経費の今後の計画と、ごみ袋料金について伺います。

ごみの焼却事業は、焼却施設として潟上市旧3町だけで行うこととなりましたが、今までのいきさつはさておいて、単独で行うことにより今後予想される焼却施設のメンテナンスや老朽化に伴う建て替え計画、それらに必要な財政問題についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

また、近隣の市町村に比べ、ごみ袋料金がごみ処分手数料も含まれているためかなり高い料金になっていますが、今後のごみ袋料金も近隣市町村並みにしていく必要があるのではないかと思いますので、これについての見解も伺いたいと思います。

最後に4つめの質問に入ります。市の委託を受けて水道水量の検査をしている検査員の作業服の貸与について伺います。

市の委託を受けて各家庭の水道水量の検査をしている方については、現在、私服のまま各家庭を訪問し調査していただいておりますが、個人個人の私服で回って歩くと怪しい人と誤解されないとも限りません。市としては統一的な作業服を貸与し、身分証明書や腕章などもつけていただいて地域の安全にも寄与していただくという観点も必要ではないかと思われます。今、委託を受けて検査している方は10名と聞きますが、財政的にもそんなにかかるわけでもなく、1回貸与すればしばらくの間使用できると思います。新市にふさわしく統一された作業着での作業がふさわしいと思われますので、作業着の貸与についての見解をお伺い致します。

以上で壇上からの1回めの質問を終わります。ご答弁を宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 11番藤原議員の1点め、秋田県が構想している子育て・教育充実のための新たな県税について答弁を致します。

この件については、先ほど11番さんの質問の中にもありましたけれども、知事の諮問機関である県総合政策審議会の部会の構想を公表した段階でありますので、私の見解は差し控えたいと存じます。

2点めの介護保険料・利用料の減額と減免についてお答え致します。

ご質問中の介護保険サービスの利用に伴う自己負担の軽減についてですが、介護保険では、介護保険サービスの利用に伴う自己負担は原則としてサービス利用料の1割を負担していただくことになっております。この1割負担分の上限を定め、介護保険サービ

スを利用する方の負担の軽減を図るため、高額介護サービス費支給制度が設けられています。

負担の上限につきましては、サービスを利用する方の属する世帯の収入の状況に応じて次のように定めております。市町村民税課税世帯は3万7,200円、市町村民税非課税世帯では、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方は2万4,600円、市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方は1万5,000円、生活保護の受給者等は1万5,000円、このほかに食事代および部屋代（居住費）が世帯の収入の状況に応じて減額を受けられようとなっております。

以上につきましては、世帯の収入の状況に応じて介護保険のサービスを利用するすべての方に対し重い負担とならないように配慮されているものであります。

また、潟上市介護保険法施行細則において、要介護被保険者等が震災・風水害・火災などの災害により住宅、家財などの財産について著しい損害を受けたとき、あるいは生計を維持する者が死亡したしたり、または長期入院したことにより収入が著しく減少した場合など、特別事情による急激な負担能力に変化が生じたときに被害程度に応じた介護サービス利用者負担額等の軽減を定めております。

次に、境界層該当者の保険料・利用料の負担軽減手続きについて申し上げます。

この手続きにつきましては、通常的生活保護申請手続きを一旦行っていただくこととなります。この手続きにより、世帯の収入状況が審査され、必要があれば生活保護を受給されることとなりますが、保険料・利用料の負担軽減を受けることで生活保護とならないようであれば、次の順を追って軽減適用を実施することとなります。1つ、保険料滞納による支給制限の不適用。2、施設サービス利用に伴う居住費の減額。3、施設サービス利用に伴う食費の減額。4、高額介護サービス費支給限度額の引き下げ。5、介護保険料の引き下げとなっております。

以上申し上げましたように、所得の低い方に対する軽減措置等につきましては、きめ細かに定められておりますので、その他の施策については軽減額の負担増が被保険者の保険料の負担に与えるさらなる影響も十分考慮しながら、適切な介護サービスの提供に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3つめの潟上市クリーンセンター施設経費の今後計画とごみ袋料金についてのご質問にお答え致します。

潟上市クリーンセンターは、ご承知のとおり昭和59年に旧三町で組織する湖南地区衛

生処理組合として発足し、合併に伴い現名称に改め、引き続き運営を行っております。焼却施設として22年が経過し、耐用年数は過ぎておりますが、その時々に応じた施設維持のための対応、規制に則するための改修工事や施設設備の整備に努めております。その他、既存施設の老朽化部分についても年次計画のもとに、今年度は排ガス冷却塔および空気予熱器等更新工事を実施しております。

しかし、焼却炉内、火格子のように部分的に交換しなければならないもの、また、摩耗などにより毎年、あるいは隔年で補修や交換を必要とするものなどがあります。これらの維持補修費として毎年3,500万円程度を見込んでおります。このようなことから、これまでの年次補修計画に基づき施設の運営に支障を来さないよう、これまで以上に維持補修に万全を期し、できる限りの延命を図ってまいり所存であります。

次に、ごみ袋の料金についてお答え致します。

近隣市町村の料金体系について申し上げます。高いところでは、五城目町で可燃・不燃とも1枚当たり40円、八郎潟町はともに1枚50円、大潟村では1枚当たり、大きいものが50円、小さいのが37円50銭となっております。また、安いところでは、井川町で可燃が35枚で300円（1枚当たり約8円60銭）不燃が20枚で300円（1枚当たり15円）、男鹿市は可燃・不燃ともに1枚当たり12円となっており、男鹿市・井川町の料金つきましては原価に近い料金体系となっております。秋田市については、ごみ袋の販売業者が製品を発注し販売をしていることから原格に近い価格となっております。いずれにしても、ごみ処理には多額の費用を要することから、有料化を実施していない市町村でもごみの減量化を推進するため有料化に向けて検討していると伺っております。

ごみの有料化は、単なる費用負担を目的としたものでなく、ごみの減量化の啓蒙と推進を目的としており、潟上市は平成8年度からごみの有料化を実施し、平成14年度以降可燃・不燃とも30枚で1000円（1枚当たり約33円）であります。この間、他のごみ減量化対策の取り組みと相まってごみの排出量は減少傾向にあります。このような状況からして、ごみ袋の有料化の見直しについては今のところ考えておりません。市としては、なお一層の減量化の推進と減量化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

4番めの市の委託を受けている水道水量検査員の作業服の貸与についての質問でございますが、現在、潟上市の水道検査員は、旧天王地区が9人、旧昭和地区が1人の計10人と単価委託契約をお願いしております。身分証明書については常時携帯するようあら

かじめ配布していますが、服装は合併前の旧町当時から私服で検針しています。最近の社会情勢から考えますと、私服で個人の土地に出入りする姿を見れば怪しむ人がいても当たり前のことと思います。作業服等統一的な服装をすることで地域の方々の不安をやわらげる効果もあるとは思いますが、冬期間は防寒具を着ますし、また、夏期は半袖等、衣服の統一には問題もあると考えられますので、季節に関係なく目につく帽子と腕章を付け検針するよう新年度から統一したいと考えておりますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番、再質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 最初の子育て支援のための新県民税なんですけれども、見解は差し控えたいというご答弁でしたが、12月議会、県議会をやっておりまして、流れからいくと今度の来年の3月議会で決着してもしかしたら4月から県民税が新たに取られるかもしれないという情勢なわけですね。これは住民税・県民税を払っている方40万人が対象になるわけで、子育て支援のためにお金を、補助を受けるために自分もね、またそのためにお金を取られるというのは変な話なんですよ、実は。それで潟上市の子供さんの医療費について言えば、合併前に、合併してからなんですけれども旧昭和町の方からですね、合併して良かったという声が聞こえました。それはなぜかといいますと、子供さんが入院したときの医療費が無料になったということですね。それでいろいろ県内でもやっておりますけれども、潟上市独自でもやはり1歳児の医療費自己負担分が2分の1ですけれども上限は1,000円にするとか、あとは2歳児についてはその年の年度末、3月までは無料にし、それ以降、小学校入学前までの児童の入院費については申請により無料としていると、所得制限はありますけれども小学校入学前までの医療費は無料にしていると、こういうやはり潟上市の素晴らしい政策があるわけですね。実はこういう問題については今国や県が、国など子育てのためにいろいろな施策を今考えている途中であるし、県独自がこういうことを持つということは私はちょっと変ではないかと、そういうふうに思うわけです。それで実は今年の10月からまた健康保険が改正されまして、特に入院した方などは今までは自己の負担額が7万2,300円であったものが1か月8万100円にも値上がったわけですね。先ほど言いましたように各種税金の控除とか増税の関係で、やはり県民負担がこれからどんどん増えていくと、暮らしは大変になっていく、こういう中でやはり少子化の対策については国全体で今大きな問題として取り上

げている中では、やはり県、全国の中で秋田県だけですよ、こういうことを言っているのはね。だから県民負担、やはり市民負担については慎重にやるべきじゃないかと、最低でもそれぐらいの見解を持つべきではないかと私はそういうふうに思います。

それで、このことについて県内の市長さんに対するアンケートを行ったようだけれども、「反対」が32%、「慎重でいくべきだ」が44%で、県全体ではやはり76%の市長さんがね、「反対」もしくは「慎重だ」という見解を出しているわけです。これについてはどこの市長さんや町長さんがこういうものを出したかということは出されておられませんけれども、恐らく潟上市長もこのアンケートには答えていたと思うんです。そのことは公表できないものかどうか。やはり市民生活にとってこれからね、負担が大きくなるよといったときに、やはり県に対しても「これ以上はもう負担しないように何とか計らっていただけませんか」というふうに言うのが市長としての私は仕事だと思うんですけれども、その点についての見解をもう一度伺いたいと思います。

それから高額介護サービスについてはですね、先ほど住民税課税世帯は3万2,100円、それから非課税世帯は2万4,600円、そして生活保護に値する方は1万5,000円という1月の介護サービス費の上限が出されまして、それを超える分についてはまず公的などころから補助が来るということでしたけれども、実はこの介護保険、高額サービスについてはですね、前年の所得が基準になっておりますので、前年課税世帯であって今年こういうことで収入が減った、そういうことでお金がかかった場合には適用ならないんですね。今年は住民税非課税世帯に確実になるとなっても、前年課税世帯であれば前年の所得に対してのこの評価で3万7,200円、それから2万4,600円、1万5,000円ということの評価になるわけですから、現実とはちょっと今の収入状況とはかけ離れているということをお私に言いたいわけです。この点についてね、これを救う手立てはないものかということをおまず申し上げているわけです。

それから潟上市にあります条例ですね、潟上市介護保険細則にかかわる介護保険利用者負担減額免除の制度ということで先ほど市長も答弁されましたけれども、これについても前年の収入がどれくらい減ったかによって、その収入の2分の1以上、それから3分の2以下の場合にはこの100分の95の減額を適用するとか、そういう制度があるわけだけれども、しかしさっき言ったような高額介護サービス費に該当しない、そしてまたこの制度にも該当しないといった場合には、どういう制度を適用になるか、やはり救っていくべきじゃないか、私はそういうふうに思うわけです。例えばある方なんです

けれども、だんなさんがちょっと体が動けなくなりまして施設に入っておりますけれども、年金はその方1月4万4,000円です。それから奥様は面倒みたりあれこれということで介護しながらいろいろ仕事なんかを今やっていますけれども、去年と比べればやはり収入が落ちた落ちになったと言っているんですよ。そして手取りが9万円、だんなさんの年金が1月4万4,000円、13万幾らという中で、実は介護の施設に係るお金が8万4,000円ぐらいになるということですね。これ差し引くと生活保護基準以下になるんですけれども、しかし該当するかしらないかわかりませんが、もし該当しなかった場合のね、やはり市での対策というかな、そういうものをやはりつくって保護していくべきじゃないかというふうに私は思います。今、秋田県の湯沢市でも介護保険料についてはいろいろ利用負担者に対する保護政策も出ておりますので、そういうことをぜひ考えていただきたいと、そういうふうに思います。

それから生活保護の関係の境界層についてはわかりましたけれども、いずれそういう条例から取り除かれる人についてはね、やはり市当局としても十分に精査しながら今後もやっていくべきではないかと、その点についてももう一度伺いたいと思います。

それから、ごみ袋料金についてですけれども、やはり近隣市町村は五城目とか、八郎潟の方ではかなり高いわけですが、やはり同じ料金でこのままいくとなればやはり私は問題があると思うんです。もっと引き下げて住民負担を軽くしていく、特に男鹿市では合併してそういう制度にしてきましたのでね、そこら辺の努力をもっと頑張りたいと、そういうふうに思います。

また、ごみ焼却施設については、いろいろメンテナンスのことについては言われましたけれども、建て替えについてはどのくらいかかるのかと、予定しているのかと、そういう点についてもご答弁をお願い致したいと思います。

それから水道水量の検査員の方なんですけれども、帽子ということですが、やはり作業服といっても冬もあるし夏もあるということでしたけれども、夏は腕をまくってやれるような3シーズン兼用のものも考えられると思いますので、ぜひ統一的な作業服が私は必要だと思います。その点についてももう一度ご答弁をお願いします。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 1点めの公表を差し控えるのは先ほど答えましたから、アンケートについてはどうかということで、はっきり記録はありませんが、私は内容の把握も点検したいので返事は出せない、「その他」に丸をしてあるはずです。

それから検針の作業服のことですが、今10人ですが、考慮してもらえないかと。仮にこの作業服をまず市として11番の考えでそのとおりにやってもですね、そのほかにまだまだ例えば連絡嘱託員とか何百人、何千人といるんですね。そういうところに波及していく可能性もありますので、慎重に対処してまいりたいと考えています。

○議長（藤原幸作） 門間課長。

○高齢福祉課長（門間裕一） 藤原議員の再質問にお答え致します。

介護保険料の減額と減免についてでございますが、高額介護サービス費につきましては所得の低い方を軽減するための措置でございますし、また、介護保険条例の細則にありますようなことにつきましては、災害の際の損害、それから入院された場合の収入の減少、それから事業の廃止や、それから農林業にかかわる方が冷害により収入の減少になった場合に適用されることでございます。これらにつきましては、市としましては現行の制度を十分に活用しながら介護保険の制度を皆様に充実させながらサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

それからもう一つ、境界層のことにつきましては、現在、生活保護になると思われる方が福祉事務所の方へ申請されますと、その方の収入、それから財産、預貯金等が十分に精査されます。このことを十分住民の方が不利益にならないように対応してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、生活に困窮している市民の方々に対しましてはいろいろなご相談にいつでも応じられるような体制をとっております。今後も介護サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（藤原幸作） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） 11番さんにお答え申し上げます。

先ほどお話、ご説明申し上げましたとおり、ごみ袋については近隣といたしましても現況のままでは、まず他町村の方が非常に高くなっているという実情がございます。ただ、男鹿南秋につきましては、この後組合組織となっておりますので今後の検討課題としたいと、事務局の段階では検討したい旨のお話を伺っております。社会はそのものにつきましてはごみの減量化を推進するためにはごみの有料化がぜひ必要だという方向性が示されておりますので、今のところは私どもについては現行の袋の値下げについては今のところ検討してございません。

それからクリーンセンターの建て替えというお話でございますけれども、先ほど市長

がお答え申し上げましたとおり、年次計画で主要部分については整備、改修を行っておりますので、なるべくお金をかけないで延命を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番、再々質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 1つめの新たな県民負担についてですけれども、まず見解を差し控えたいという、またまた答弁なんですけれども、もしこれが決まれば県民負担になるのは間違いないのでね、市民を預かる市長としてこれはやはり、税金を何に使うかどうかは別にしてね、新たな県民税がまた増えるということについてはやはり明確に反対だということ言うべきじゃないかと、そういうことを私は思いますので、そのことについて、税金が何に使われる、子育て支援に使われるとか、そういうものを抜きにしてですね、新たな税金の負担についてはやはり明確に反対だということ述べるべきではないかと思っておりますので、もう一度お聞きしたいと思っております。

それからクリーンセンターの関係なんですけれども、年次計画についてはいろいろ私もわかりましたけれども、建て替えについては先ほど言いましたように、答弁ありましたように、耐用年数が過ぎていると。年次計画、年次計画でメンテナンスやっていってもいつかやはり建て替えなきゃいけないというときが来ると思うんですね。そういう時期を今の時点では耐用年数過ぎていると言いましたので、どの当たりでみているかと。それに対する経費はどれぐらいなのかということも、もし計画している腹案とかありましたら述べていただきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 再々質問にお答えします。

反対せよということですが、内容も把握しておらないし、実態もわかっておらないと。したがってアンケートにもわからないとこう考えています。しかも、これから県議会で議論されるでしょう。そして議論された結果、我々市町村に対して説明があるでしょう。そうでないと、私は今のところは見解を述べたくても述べれないという現状です。

それとクリーンセンターについては、建て替えの、いわゆる建設の目処ということは、今のところ検討しておりません。今後、11番の指摘のとおり、今後、いわゆる金をかけないで何とかかんとかということですが、いずれ新市建設計画にも書かれておることは

書かれておりますので、その点についても検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○11番（藤原典男） はい、どうもありがとうございました。

○議長（藤原幸作） これをもって、11番藤原典男議員の質問を終わります。

暫時休憩致します。再開は11時20分とします。

午前11時09分 休憩

.....
午前11時20分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番中川光博議員の発言を許します。

○17番（中川光博） 17番中川でございます。質問にあたりまして冒頭一言申し上げます。

市長報告ならびに議長報告にありましたとおり、潟上市でも今回、行政・議会双方が特定の政党や政治家への会合への公金を支出していた問題が明らかになりました。一般市民感覚と大きくかけ離れているこの事態は、金額の多い少ない、あるいは返せばいいんだよという程度のことでは全くありません。大きく行政・議会共々、反省する必要があります。時代の感度に行政・議会はもっともっと敏感であるべきです。今後このようなことのないように、私自身等の自戒も含め、行政・議会ともしっかり襟を正すことを確認したいと思います。

それでは、今日、私の質問3つほど質問をさせていただきたいと思います。

1つは、行政機構改革に伴う子ども課の創設についてということをお最初に質問させていただきます。

既に今回の市当局の議案の提出にありますとおり、機構改革、市長公室の創設ということでご提案があります。私は時代に即した改革だなど、こういうふうに思っております。このことと併せて、もう一つですね、この市長公室、内容を見ますと行財政改革もしっかりしていくための市長公室の創設ということも大きな目玉であるようでございます。行財政改革の進行管理を今後どうしていくか、こういうことに大きな重点を置いているのではないのでしょうか。大きく評価をさせていただきたいと思います。併せてこの時代ですね、この時代状況を見ますと、教育の将来をどうしていくのか、あるいは教育の展望についてどういうふうに取り組んでいくのか、この子供を取り巻く状況にどうい

うふうに対応していくのか、これも行財政改革と併せて非常に大きなもう一つの柱だと思っております。このことに関してご質問をさせていただきます。

子供を取り巻く環境は、少子化社会の成熟化に伴い大きく変化をしております。ご承知のとおり、その中で虐待、いじめ、不登校、引きこもり、ニート問題など子供を取り巻く事態はますます深刻化の様相を呈し、また、孤立しながらな母親支援の重要性も高まってきております。これに対して、現在、行政組織は母子保健法、児童福祉法、学校教育法の3つの法律に基づき、妊娠から出産は母子保健、保育所は児童福祉、幼稚園や小学校は教育委員会等々、さらにまた問題行動に対応する場合は青少年対策、あるいは児童相談所、また、子育て支援などの窓口が分散しているのが現在の行政の現状です。果たして、縦割り行政の中で問題解決のための一貫した有効かつ早急な対策が打ち出せているのでしょうか。縦割り行政の弊害があれば改善する必要があります。子供はどんどん成長します。待ったがきかないのが子供にかかわる行政サービスです。時代の変化に素早く対応し、市民に分かりやすいように組織を見直し、乳幼児から青少年までの成長段階に合わせた総合的かつ一貫した支援や相談を行うための行政組織の一元化、窓口の一本化を早急に図る必要があるのではないのでしょうか。強調しておきたいのは、行政の継続性と一貫性が今一番求められるのが現在の子供たちが置かれている時代状況だということです。時代の変化に敏感に反応し、安心して子供をはぐくめる環境づくりに果敢に取り組む行政の姿勢は、市民に夢と希望を与えるのではないのでしょうか。この観点から質問を致します。

その1、子供に関する窓口が現在、保健、福祉、教育各分野に分散していますが、子供を取り巻く課題や問題（子育て支援、虐待、いじめ、ニート、不審者、薬物、携帯サイト等）に一貫した有効な施策が打ち出せていると思いますか、ご見解を伺います。

その2、子供に関する施策を総合的かつ継続的に進めるための子ども課を教育委員会に早急に創設すべきだと思います。ご見解を伺います。

2つめの質問に入ります。障害者雇用の促進についてご質問をさせていただきます。

私は、老若男女、そしてまた障害のあるなしにかかわらずお互いが支え合う社会づくりを目指していく、言ってみるとバリアフリーの社会づくりを目指す。このことは潟上市総合発展計画を進めるための根源的な2つの柱だと思っております、根幹だと思っております。先に潟上市は男女共同参画潟上宣言を示しました。市民に男女共同参画の姿勢、ともに支え合う姿勢が明確に伝えられました。もう一つの柱であります障害のある人、

ない人が支え合う点についても、潟上市ははっきりと姿勢を示す必要があります。障害者雇用促進法第38条では、行政機関における障害者雇用率を2.1%と定めています。まずは、潟上市自体がこのことをしっかりと達成しなければなりません。そして、さらに企業にも積極的に働きかける必要があります。潟上市の社会が雇用において障害者を積極的に受け入れる、このための土壌づくりを行政が率先し、障害者の雇用を積極的に進めることは、総合発展計画の理念にあります「一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい 田園都市 潟上」に最もふさわしい施策の一つではないでしょうか。この観点から質問を致します。

その1、現在、潟上市では何人の障害者の職員がいらっしゃるのでしょうか。雇用率は何パーセントでしょうか。さらに定員適正化計画に基づく今後の障害者の採用計画はどうなっているのでしょうか、伺いたいと思います。

その2、企業への障害者の雇用促進について行政として今後どのように取り組んでいきますか。

その3、障害者の雇用支援の見地から障害者福祉施設（小規模作業所）等への支援について、どのように取り組んでいきますか。

この3つについてご質問をさせていただきます。

さて、3つめの質問でございます。本日、同僚議員の藤原議員がいじめ問題について同様の質問を致しました。私はまた、学校の体質という視点からこのいじめ問題についてご質問をさせていただきたいと思います。学校の体質という視点から質問を致します。

全国的にいじめ問題が現在クローズアップされています。10年ほど前も同じようにいじめ問題がクローズアップされていました。皆さんもご記憶にあると思いますが、今から12年前に愛知県の大河内清輝君、ご存じの方もいらっしゃると思いますけれども、が自殺したことがあります。この10年ほど前後もですね、正に今と同じような連鎖自殺、あるいは全国的ないじめ問題がかなり多く発生しております。まるで伏流水のようにほとばしり出ています。いじめ問題の核心が明らかにされないままに時を経過し、10年経ってまた芽を吹き出した感があります。既に新聞等で教育再生会議や識者の対策は、いじめはなぜ学校という空間を中心として起きるのかという核心がまたもやないがしろにされたままです。なぜ学校でいじめが起きるのでしょうか。根本的なところにメスを入れない限り、繰り返します。

いじめる子供も傍観する子供も、いじめる素質、傍観する素質が備わっているわけで

はありません。学校を離れば素直で良い子です。現在、子供たちは学校という閉じられた空間で、先生との関係での縦の圧力、生徒同士の横の同調圧力に毎日さらされています。人間関係にほとんど疲れて帰宅する中学生の現実、このメカニズムの解明こそが今一番手をつけなければならない問題ではないでしょうか。指導する、指導される、指導、非指導という先生と生徒のワンウェイの関係性の中では、縦の圧力が強まれば強まるほど横方向への圧力が強くなります。つまりいじめ問題の鍵は先生側がすべて握っているということになります。ワンウェイの関係性ではなく、ツーウェイの双方向の関係性が先生と生徒の間で築かれれば築かれるほど圧力が緩和されることになります。生徒児童とどうやって双方向の関係性をつくり上げるのか、指導する、指導されるという一方的な関係、今までの学校現場での常識をどうやって転換していくのかという根本的な、そして時代的な課題が浮上してきます。先生個人の質の問題では全くなく、学校全体が抱える大きな課題ではないでしょうか。

私は学校全体がカウンセリング機能を有し、治療としてのカウンセリングではありません。育てるためのカウンセリング機能をしっかりと有し、まずは一人一人の先生が生徒児童の話をしっかり聞くことのできる体制づくり、カウンセリング技法等の習得等の対策に早急に取り組むべきだと思います。このことが縦の圧力を極力緩和し、双方向の関係づくりに進んでいくのではないのでしょうか。

教育行政がいじめ問題の核心に迫り、一人の加害者も被害者も傍観者も出さない決意で、学校現場、保護者、市民とともにこのいじめ問題に取り組んでほしいと思います。この観点から質問を致します。

その1、潟上市に10校の小中学校がありますが、12月現在、いじめの事例は学校ごとに何件ありますか。緊急に対策の必要ないじめは、その中で何件ですか。

その2、教育委員会は学校ごとのいじめ対策を把握していますか。その中で有効だと思われる対策はどのような対策ですか。

その3、学校全体がカウンセリング機能を持つことが必要です。生徒児童の話をしっかり聞くことのできるための体制づくりやカウンセリング技法の習得等に取り組むべきです。ご見解を伺います。

以上、3つの質問をさせていただきました。ご答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 17番中川議員の一般質問にお答え致します。

まず、こども課の創設について、その1についてでございますが、子供に関する窓口が分散しているが、子供を取り巻く課題や問題に一貫した有効な施策が打ち出せているかということではありますが、虐待、いじめ等、連日のように起きている一連の事件報道を見る限り、有効な施策が展開されているとは思われません。しかし、これらに対する特効薬や処方箋はないと言われております。それだけにこれほどの社会問題となっていると認識しておりますが、先ほど6番藤原幸雄議員の質問に教育長が答弁致したとおり、このことを基本に対策を推進してまいりたいと思っております。

その2、子ども課を教育委員会に創設をとということですが、ご質問の趣旨から拝察すると乳幼児から青少年までの成長段階に合わせた総合的かつ一貫した支援や相談を行うための行政組織の一元化、窓口の一本化ということだと推察致します。

最近の全国の都道府県、市町村において子ども課の設置が相次いでおりますが、秋田県にはまだないようでありましたが、都道府県においては核家族の増加や地域社会の崩壊、少子化の波を背景とした児童虐待や不登校、引きこもりなどの問題の深刻化、孤立しがちな母親支援の重要性の見地から、市町村では母子保健、児童福祉、教育委員会、さらには青少年対策、児童相談等の子供行政を一本化しようとするものであります。

本市においても、現在、児童手当、母子保健事業については社会福祉課・健康課で担当しておりますが、そのほかの子供行政の一元化を図るため、保育園、子育て支援を教育委員会に移しております。今後も行政組織については常に見直しをかけてまいります。この件についても十分に検討してまいりたいと存じますので宜しくお願い致します。

次に、障害者雇用の促進についてお答え致します。

その1でございますが、現在、潟上市では何人の障害者の職員がいて雇用率はどのくらいか、また、今後の障害者の採用計画があるのかというご質問であります。まず、潟上市の障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第8条の規定による障害者任免状況通報書によると、障害者の数は5人で、実雇用率は2.36%で、不足数は0人となっております。当分の間は障害者雇用促進法第38条第1項に規定されている障害者法定雇用率2.1%はクリアできますが、今後の採用計画であります。本市の職員採用については男女の区別や障害のあるなしで区別しておりません。しかしながら、障害者の立場から見ると、障害の程度にもよりますが職域の範囲を広げる必要があろうかと存じます。このことについては担当の事務方で検討しておりますが、できるだけ雇用できる職域を開発してまいりたいと存じます。

次に、障害者雇用の促進についてのその2でございますが、企業への障害者の雇用促進については、行政として今後どのように取り組んでいきますかということについては、障害者雇用の促進と就労の安定を図る目的で、平成17年に秋田公共職業安定所が中心に市および県福祉施設、養護学校、人権擁護、労働行政等の各機関の担当者を構成メンバーとする障害者雇用連絡会議を設置し、障害者の就職希望の把握に努め、就職および社会復帰の促進対策について協議するとともに、公共職業安定所や関係機関が障害者等から個別の相談を受け、職業生活を送る上で抱える問題点について情報を交換し、的確かつ迅速に対応できるように常に連携が取れる体制づくりを図ることとしています。

本市でも公共職業安定所や相談機関、障害者就業センター、秋田障害者職業センターとの連携を密にして障害者の就労支援をしていきたいと考えております。

その3の障害者の雇用支援の見地から障害者福祉施設（小規模作業所）等への支援についてどのように取り組んでいきますかということについては、現在、精神・知的の通所施設は更正施設と授産施設で7施設38人が通所し、その経費の約9割を公費で負担しています。通所施設は今後、障害者自立支援法により段階的に就労移行支援に移行することとなっています。

小規模作業所については、精神・知的で5施設8人が通所し、107万8,000円を市が負担しています。今後は、小規模作業所も障害者自立支援法の施行により地域活動支援センターや就労移行支援に移行することとなっております。また、精神障害者社会復帰施設のクローバーが平成18年10月から地域活動支援センターに移行したことに伴い、9月定例議会で110万円の補正予算を計上し、議決を得ております。

本市でも、障害者の雇用促進と就労の安定を図ることは障害者の社会参加を推進することにつながることから、今後も支援をしていきたいと考えております。

いじめ問題については教育長が答弁致します。

○議長（藤原幸作） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 17番中川議員の3つめの質問のいじめ問題について申し上げたいというふうに思います。

いじめに対しては、未然防止および早期発見、早期対応解決に向けて、学校、教育委員会全体で取り組んでいるところであります。

まずはじめに、1つめの質問についてお答え致します。

いじめは個人的な配慮が必要となりますので、この場合では学校ごとの件数ではなく

学校種ごとの件数で報告しますことをご了解願います。

小学校では1件、中学校は5件で合わせて6件となっています。これは、いじめという観点で捉えての報告があったものであります。しかし、これらはすべて解決致しております。時間はかかりましたけれども、すべて対応して解決しているところであります。緊急に対応が必要な事案については、先ほどの事案ですべて対応済みですので現在のところはない状態です。

2つめのご質問についてお答え致します。

学校ごとのいじめ対策については、10月に調査を実施し、把握しています。各校ともきめ細かく対策を立て対応しています。その中で最も有効な対策としては、各校とも人間的な触れ合いを大切にし、信頼し合う学級・学年づくりを学校全体で取り組んでいることです。生徒間、生徒と教師間で好ましい人間関係を構築することが重要なことと思われまます。その他、有効な対策としては、奉仕活動や福祉体験学習を実施して思いやりなど心の教育の充実に取り組み、成果を上げている学校もあります。早期発見・早期対応に関しての対策としては、子供と保護者がいつでも学校に相談できる体制をつくり、家庭に持ち帰らせて記入させるアンケート調査を定期的実施し、面談等を行っている学校があります。問題を軽視することなく、事実関係の把握を正確にかつ迅速に行い的確に対応することによって、重大な事態を未然に防止してしています。

3つめの質問にお答え致します。

中川議員のご指摘ように、学校全体がカウンセリング機能をもつことは非常に大切なことと捉えています。現在、市内の学校にスクールカウンセラーや心の談員、子供と親の相談員などを配置し、教師以外の方が子供たちの話を聞いてもらえるような体制を整えているところです。

また、教師は、1年目の初任者研修や11年目に行う10年経過研修で教育相談やカウンセリング技法について研修を行っています。学校によってはカウンセリングの仕方について全職員による校内研修を実施しているところもあります。

今後も子供や保護者が安心して相談できるような学校づくりを総合教育センター等の機能を活用しながら行っていく所存でありますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（藤原幸作） 17番、再質問ありますか。17番。

○17番（中川光博） 市長、教育長のご答弁、大変ありがとうございました。ご答弁を拝聴してましてですね、ちょっとうれしくなりました。子ども課の創設についてですけれども、今後鋭意検討していきたいというご答弁を頂戴しました。本当はもう一つですね、いつごろまでにとのお話も頂戴できればですね、本当にありがたいと思います。スケジュールリングについてもありがたいと思います。このことに関しては繰り返になりますけれども、今、時代の置かれている状況は、子供を取り巻く状況、さらに行財政改革、これが今現在やはりクローズアップされる課題ではないのかなど。スピードアップが必要な課題ではないのかなど、こういうふうに思っております。

2つめの障害者雇用の促進についてということで、答弁にありましたとおり現在既にこの法律については満たしているというご答弁をいただきました。大変素晴らしいことだと思います。男女共同参画と同様にやはり障害者、あるいはそうでない地域の一人一人がお互いに支え合うという社会づくりはやはり私たち潟上市が将来に向かうための大きな大事な要素だと思います。宜しくご答弁いただきました。

あともう一つお話しておきたいのは、同様にですね、18年の4月1日から肢体障害者、あるいは知的障害者に加えてですね、精神障害者も雇用の枠に入ってきました。ということは、やはり障害者の社会参加の情勢ということはやはり時代的な要請だと思います。このことについても今後ともですね、行政、議会含めてしっかり取り組んでいく問題ではないでしょうか。

3つめのいじめ問題についてということでご答弁いただきました。これもですね、私の感想ですけれども、しっかり学校全体がカウンセリング機能を持っていきたいというお話でございました。正にそのとおりだと思います。宜しくお願ひしたいと思ひますし、好事例の中にですね、いじめ対策の好事例の中に今ご答弁いただきました中に学校を挙げてですね、先生に限らず全職員がカウンセリング技法の勉強会をもっているというお話がありました。正にこれがですね、しっかりと機能していくとですね、この今までのいわば一方的なワンウェイの関係性から何でも相談したいなど、そういう雰囲気醸成にととても役立つのではないかなど、これは大きな成果だと思います。ぜひ周りのですね、学校にもこのことを伝えておいていただきたいな、こういうふうに思ひますし、一つちょっと懸念ですけれども、例えば心の相談室とかスクールカウンセラーとかですね、いわば専門的な分野の皆さんがもうちょっと今まで以上に多く入ってほしいなということは十分わかりますけれども、これはやはりそういうことではなくて、カウンセリング

については素人の先生方、あるいは学校の教職員がですね、一番生徒と交流のある先生、教職員の皆さんが素人であるけれどもしっかりそういう技法を身につけることによってですね、やはり学校全体が相談のしやすい雰囲気、関係性というのができると思います。いたずらに専門家に頼ることなしにですね、専門家も必要な事例もあるかもしれませんが、決してそういうことではなくて、一番生徒に近い先生、あるいは教職員以外の職員の皆さんがしっかりそういう形で学校をつくり上げていくということが大事ではないでしょうか。

もう一つですね、いじめの、今私どもではもう既にいじめがなくてですね、6件が解決したということですが、今後全くないということではないかもしれません。そのいじめの対応というのは、どうしても集団が1人を継続的にいじるというのがいじめかな、集団が1人をいじるというのがいじめかなということで、これよく考えてみるとですね、よく考えてみると、教室というのはですね、先生1人と、あと30人くらいの生徒がいらっしゃいます。このメカニズムを考えてみると、まるっきり倒錯した状況というのが見えてくると思います。いじめの核心というのは、集団対1人ということです。教室の中ですね、ややもすると学級の先生がですね、あるいは別の先生が集団の生徒に対していろいろ権威的な言動とか態度とか強くなればなるほどですね、1人对生徒全体という関係になっていきます。私は縦の圧力というふうにさっき申し上げましたけれども、縦の圧力が強まれば強まるほど、密閉した中で上から押すとですね、圧力はやはり横に行かざるを得ないわけですし、横に行くときは逆にまた大勢の、複数の生徒が1人に向かっていくという、こういう実に倒錯した正反対のような関係がどうも学校の中にはあるのではないかなと、こういうふうに思います。そのメカニズムをですね、圧力を緩和する方策として各学校がカウンセリング機能を十分今後とも持つための体制づくりをしていただきたいな、こういうふうに思います。さっきと、1つめの質問のスケジュールと合わせて、教育長にももう一度ご答弁をお願いできればと思います。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問にお答えします。

子ども課の創設はいつころかということですが、残念ながらこの場では明言できません。というのは、国の省庁の縦割関係、あるいは教育委員会、あるいは福祉部、市民生活部との間の精査の期間が必要だと思ってますし、それと同時に先ほど一般質問に

お答えした福祉部と市民生活部の統合が、いわゆる分庁方式の隘路があつてできなかったことと関連してくると思いますので、いずれにせよ、このことについても十分検討してまいりたいということを明言しておきます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 先ほどのいじめのことについて、いわゆる教師と子供たち、あるいは生徒たちの関係についてワンウェイとか、あるいは縦の社会の圧力関係の中にあるんじゃないかということがありましたけれども、私としては教師と子供たちというのは信頼関係の上に成り立たなければいけないというふうに考えております。そういう雰囲気づくりをこれまでも学校の先生方、あるいは子供たち、あるいは保護者にもお願いしてきたところで、言うなれば、ある意味での開かれた学校づくりでなければいけないというふうに考えております。そういう意味でですね、カウンセリングのことについては私ども十分注意しながら、先生たちも人間的に子供たちから信頼される先生であってほしいし、あるいは自分の考え方をきちんと保護者と、あるいは地域と一体になって子供たちを指導していただきたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解賜りたいと思います。これからも努力してまいります。

以上です。

○議長（藤原幸作） 17番、よろしいですか。17番。

○17番（中川光博） 教育長にもう一度お話を承りたいと思いますけれども、そういうための体制づくりを、そういうことをやっていくというのは十分意味あることですので、じゃあ具体的にそういう体制づくりを今の教育行政の中でどういうふうに取り組んでいくか。例えば学校のカリキュラムの中にきちんとしたそういう先生と生徒とのリレーションづくり、人間関係づくりのプログラムを設けていくとかですね、いろんな体制づくり、具体的な手法が問われていることだと思えます。それが進めば、いわゆるいたずらに強圧的な先生ではなくて、今教育長が正におっしゃるとおり先生との信頼した人間関係、あるいはコミュニケーションがしっかりとれる風土づくりがなされていくのかなと、こういうふうに思います。そうした意味でのしっかりした体制づくりを具体的にどういうふう to 今後取り組んでいくかということをもう一度お聞きしたいと思います。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 子供たちと信頼関係をつくるためには、私先ほど申し上げましたけれども機能を活用するとすれば潟上市が行っております教育センターとの連携を深めながらですね、やっていきたいと思うんですけれども、時間的には例えばホームルームの時間、道徳の時間、総合学習の時間等々で私は取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、宜しく願い申し上げます。

○17番（中川光博） ありがとうございます。

○議長（藤原幸作） これをもって、17番中川光博議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、11日月曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦勞さまでございました。

午前11時56分 散会